

## 4月号目次

- 柔整・あはきの施術者・施術所数
- 施術管理者研修 日程公開について
- 柔整 厚労省より通知発出
- 今月のお歌

札幌では、吹き付ける風  
にまだ冷たさを感じられ  
る時もありますが、春の日  
差しを浴び、ちらほらと桜  
の蕾が見られるようにな  
ってきました。  
2年が過ぎたコロナ禍  
を含め、国内外であらゆる  
心配事がまだまだ続きま  
すが、多くの人が少しでも  
心穏やかに春の訪れを感  
じられるよう、願うばかり  
です。

鍼灸柔整新聞より

## 柔整・あはきの就業施術者・施術所数 令和2年末で柔整師7.5万人に

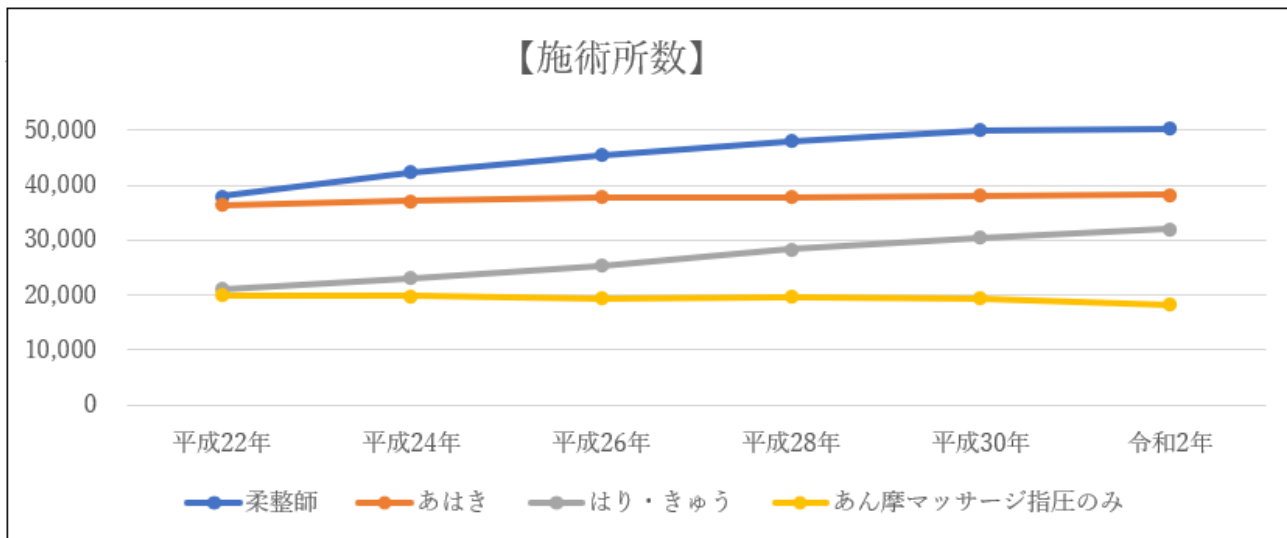
### あま指師、約四半世紀ぶりに減少転じる

就業する柔整師が7万5000人を超えた一方、あん摩マッサージ指圧師が平成10年以来となる現象に転じていたことが分かった。厚労省が隔年で公表している『衛生行政報告例』の令和2年版（1/27日付）で示した。柔整・あはきの施術所数も併せて発表され、増加傾向にあった「柔道整復の施術所」で伸び率が鈍化した。

令和2年末時点での就業施術者数を免許別で見ると、柔整師が7万5786人、あん摩マッサージ指圧師が11万8103人、はり師が12万6798人、きゅう師が12万4956人だった。2年前（平成30年末時点）の前回調査より、**柔整師とはり師、きゅう師はいずれも4%前後増加した**。一方、**あん摩マッサージ指圧師は800人程度とわずかに低下し、平成10年以来の約四半世紀ぶりとなる減少に転じた**。

### 柔整施術所の伸び 鈍化みせる

施術所数については、「柔道整復の施術所」が5万364カ所、「はり及びきゅうを行う施術所」が3万2103カ所、「あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所」が3万8309カ所とそれぞれ増加した中、「あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所」だけが約5%減の1万8342カ所で減少となった、ただ、これまで増加（近年では5%前後の増）を続けていた柔道整復の施術所は、今回0.6%増と伸び率の鈍化をみせている。



## 施術管理者研修 日程公開について

### あはき 施術管理者研修予定

- ・第18回 2022年7月23日(土)～24日(日) ⇒ 受付期間 4/18(月)～5/13(金)
- ・第19回 2022年9月10日(土)～11日(日) ⇒ 受付期間 6/13(月)～7/1(金)
- ・第20回 2022年10月9日(日)～10日(月祝) ⇒ 受付期間 7/11(月)～7/29(金)

※11月～来年3月までのスケジュールについてはHPに掲載されています。

### 柔整 施術管理者研修予定 (すべてオンライン研修、会場席は省略)

(受付期間… 下記はいずれも 4/24 で受付終了しました)

- ・第105回 2022年6月11日(土)～2022年6月12日(日) 定員300名
- 第106回 2022年6月25日(土)～2022年6月26日(日) 定員300名 中止
- ・第107回 2022年7月23日(土)～2022年7月24日(日) 定員300名
- 第108回 2022年8月20日(土)～2022年8月21日(日) 定員300名 中止
- ・第109回 2022年9月10日(土)～2022年9月11日(日) 定員300名

※上記以降(10月以降)のスケジュールはまだ決まっていません。

#### ◆施術管理者研修の受講が必要になるケース

- ① 施術管理者を変更する予定がある(※施術管理者=毎月の申請書に記名されている施術者)
- ② 新たに分院を開設し、保険請求を上げる予定がある
- ③ 治療院を別の場所に移転し、同時に治療院名または開設者を変更する予定がある

★ 『(別紙1)確約書』を提出することにより、受領委任申出の際に研修修了証の提出が1年延びる特別措置については、柔整・あはきいずれも終了しています。

★ 受領委任の申出の際に必要な実務経験期間について、現在は柔整・あはきいずれも1年間とされていますが、2022年4月からは柔整は2年以上(\*1)の実務経験を求められることとなります。(※1…2年のうち1年は医療機関でもOK)

# 【柔整】厚労省より通知発出 患者ごとに償還払いに変更できるように

令和4年3月22日、厚労省保険局長より『「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について(保発0322第4号)』が発出されました。それにより、令和4年6月1日より、保険者の判断で施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる患者について、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更ができるようになりました。

適正な保険請求を行っていたつもりでも、突然保険治療が中止になってしまう患者さんが出てきてしまう…という事態が今後あるかもしれませんが、その対象や手続きにも基準が決められていますので、落ち着いて、今回の通知をしっかり理解しておきましょう。

## 対象となる患者

- ①自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る保険請求が行われた患者（柔道整復師）
- ②自家施術（柔道整復師による家族、開設者、従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③保険者等が、適切な時期に患者に分かりやすい内容で照会を繰り返し行っても、回答しない患者
- ④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

①と②に関しては、治療院の方で当然把握できるものですが、問題なのは③と④です。患者さんときちんとお話をしている必要がありますので、今まで以上に注意を払いましょう。

上記①～④の対象患者を償還払いに変更するかどうかは、各保険者が判断することとなり、対象となっていたとしても必ずしも償還払いに変更されるというわけではありません。また、保険者は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知していることが前提です。

## 償還払いに変更する流れ

- ①保険者が、患者と施術管理者に「償還払い注意喚起通知」を送付する。
- ②保険者が、患者に事実関係を確認する。
  - ・①が送られた翌月以降も請求内容に変更が見られなかった場合、保険者が患者さんに事実関係（施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等）を確認
  - ・上記の対象患者③に該当する患者については、文書だけでなく、電話又は面会により確認
- ③保険者が、患者と施術管理者に「償還払い変更通知」を送付する。
  - ・事実関係の確認を行ったうえで、さらにその後の施術の必要性を患者に確認する必要があると保険者が判断した場合、「償還払い変更通知」が送付される。
  - ・保険者は、患者に対して『施術料金を一旦全額支払ったうえで、自ら保険者等に療養費を請求すること』を指導
  - ・保険者は、償還払いに変更した患者が別の施術所で施術を受ける場合、償還払い変更通知を施術所に提示することを指導
  - ・上記の対象患者③に該当する患者については、文書だけでなく、電話又は面会により通知

- ・自己施術を保険請求している柔道整復師の場合、事実関係の確認は行わず償還払いに変更できる
- ④当該患者について受領委任払いができなくなる
  - ・施術管理者は「償還払い変更通知」が届いた翌月以降の施術分について、受領委任払いができなくなる。
  - ・償還払い変更通知が届いた施術所ではない施術所の施術管理者が、償還払いになっていることを知らずに保険施術をした場合、その施術所に償還払い変更通知が届いた月までの施術は受領委任払いとなる（翌月以降は償還払い）。

## 受領委任払いを再開する流れ

それぞれの状況に応じて定期的な確認を行い、受領状況や請求状況が改善されるなど、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと保険者が判断した場合、保険者から「受領委任払い再開通知」が送付される。患者がその再開通知を施術管理者に提示することで、施術管理者は受領委任再開通知に記載した再開月以降に、受領委任払いの取扱いをすることができる。

以上のように、償還払いへ変更するという判断がなされたとしても、事前に注意喚起や通知が治療院、患者のもとへ送られるような仕組みとなっています。柔整の健康保険を取り扱っている先生方は、今までも各々ご留意されてきたことと思われませんが、今後は一層、保険者から患者さんのもとへ送られてくる照会状につきまして注意を払って頂きますよう、お願いいたします。



…… 第13支部 室蘭市  
西江 須美先生より



- あの頃は すし屋の隣に 居酒屋の  
焼き鳥を焼く 匂いにそそらる
- 飲食店 なじみの店の暖簾わけ  
帰りはいつも 送られてきた



北極星 次号は、**8月発行予定**です。  
よろしくお願いいたします。